

認定こども園 長居幼稚園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園が保護者の皆様に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人長居幼稚園
所 在 地	大阪市住吉区長居東3丁目8番32号
電 話 番 号	06-6691-0190
代表者氏名	理事長 益 英之

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼稚園型認定こども園
施 設 の 名 称	認定こども園 長居幼稚園
施 設 の 所 在 地	大阪市住吉区長居東3丁目8番32号
連 絡 先	電話番号06-6691-0190 FAX06-6691-0350
管 理 者	園長 三宅 久美子
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 15人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 60人
開 設 年 月 日	2025年4月1日

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

(3) 当園は昭和30年に地域の篤志で設立された幼稚園であり、地域に開かれた育児文化の拠点としての役割を果たしていきます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		1054.79 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建のうち1階、2階
	延べ床面積	442.27 m ²
園庭		地上園庭 520.49 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	3室	たんぽぽ組（3歳児クラス） ばら組（4歳児クラス） ゆり組（5歳児クラス）について各1室
調理室	1室	きりん保育園と共に

5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 幼児の主体的な活動を促し、遊びの中で様々な体験をすることで子どもの心を大きく育てていきながら、好奇心や探求心を膨らませたり、喜びや満足感、充実感を得られるよう、幼児一人一人の特性に応じた心身の発達に必要な教育・保育を総合的に提供します。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 2025年4月1日

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	
副園長	園長を補佐し、命を受け園務の一部を整理し、所属職員を指導する	1	1	
主幹教諭	園長・副園長を助け、命を受けて園務の一部を担い、他教諭の指導を行う	1	1	
保育教諭	園児の教育及び保育を行う	8	5	3
管理栄養士	給食の献立作成、栄養管理	1	1	0
調理員	給食の調理補助	1	1	
園務員	園内の守衛・警備	1	1	

学校医	内科健診・医療及び保健衛生に関する業務	1		(嘱託)
学校歯科医	歯科検診・医療及び保健衛生に関する業務	1		(嘱託)
学校薬剤師	薬品等の管理、保健衛生に関する業務	1		(嘱託)

当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
副園長	正規の勤務時間帯（10：00～19：00）
主幹幼稚園教諭	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
保育教諭	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）※シフト制
管理栄養士	正規の勤務時間帯（7：45～16：45）
調理員	正規の勤務時間帯（7：45～16：45）
園務員	正規の勤務時間帯（7：30～16：30）

- ※ ローテーションにより、保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、及び年末年始（12月29日から1月3日）春、夏、冬期の長期休業日、及び園で定められた日
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）

8 教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
------	---------	--------

1号認定子ども	教育標準時間 (概ね4時間程度)	9時～14時（※注1） 水曜日は9時～11時30分
2号認定子ども	保育標準時間 (最大11時間)	7時30分～18時30分（※注2） 土曜日は17時までお願いします。
	保育短時間 (最大8時間)	8時～16時（※注3）

（※注1）9時より前若しくは14時を超えて保育を必要とされる場合は、預かり保育（ホームクラス）を利用することもできますので御相談ください（別途利用者負担が必要となります）。

（※注2）7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。※別途就労証明書等（園提出用）が必要

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

（※注3）8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

※別途就労証明書等（園提出用）が必要

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

（1）食事の提供方法と提供日

1号認定こども・・・お弁当持参もしくは希望日に給食選択可能

2号認定こども・・・給食（自園調理）保育日は基本給食提供

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

（2）アレルギー対応状況

可能な限り、個々に除去食及び代替食にてアレルギー対応をいたします。

どうしても対応ができない場合は弁当持参となります。

食物アレルギー対応マニュアル有 ※食物アレルギー等がある方はご相談ください。

10 利用料金

（1）特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、月の途中で入退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

- (1) 1号認定子ども

本園が入園申込みの先着順により入所決定し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された（同意書を提出していただきます）後に教育・保育の提供を開始します。

- (2) 2・3号認定子ども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された（同意書を提出していただきます）後に教育・保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき（1号への再認定の場合は除く）
- (3) 支給認定保護者が退園を申し出たとき
- (4) 保育料（徴収金）を3ヶ月滞納された場合
- (5) 以下に該当すると園長が判断した場合
 - ・著しく本園の幼児教育・保育や業務の妨げになるような行為のある方
 - ・当園の職員および他の園児や保護者に強い不安を与えるような言動が見られる方
 - ・園に保護者自身やお子様への特別待遇やその他不当な要求をされる方
- (6) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

14 学校医（嘱託医）

当園は、以下の医療機関に嘱託医をお願いしています。

- (1) 内科医

医療機関の名称	畠小児科
医 師 名	中 篤子（なか あつこ）
所 在 地	大阪市住吉区長居3-9-3
電 話 番 号	06-6691-5919

(2) 歯科

医療機関の名称	島野歯科
医 師 名	塘 真紀 (つつみ まき)
所 在 地	大阪市住吉区長居東3-4-21
電 話 番 号	06-6698-3192

15 緊急時の対応

- お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行い、嘱託医、保護者が指定した医療機関等へ連絡をとるなど、必要な処置をとります。
- 保護者とすぐに連絡が取れない場合は、園児の身体の安全を最優先させ、医療機関に連絡をとり、必要な処置をとります。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。		
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯 有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置 有
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理	有	
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。		

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施
- 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・相談・苦情受付担当者 副園長 杉本 美枝 主幹教諭 池永 ちか子	
	・相談・苦情解決責任者 園長 三宅 久美子	・ご利用時間 8:30~18:00
第三者委員	阿部 知恵美	電話番号 06-6691-0190 FAX 06-6691-0350 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。

※ 苦情解決についてはホームページに掲載しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済
保険の内容	園の管理下の事由による事故等の医療費・障害時見舞金及び死亡見舞金の給付
保険金額	年額 365 円（保護者負担 280 円、園負担 85 円）※R6 年度

20 園児の利用状況（毎年度 5 月 1 日現在）

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 号認定 子ども	3 歳児	24 人	24 人	22 人
	4 歳児	25 人	24 人	24 人
	5 歳児	20 人	27 人	27 人
2 号認定 子ども	3 歳児			
	4 歳児			
	5 歳児			

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
自己評価の実施状況	毎年度実施	ホームページに掲載

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1 入園時のみ徴収する費用

入園手数料	3歳児 50,000円・4歳児 40,000円 5歳児 30,000円
-------	----------------------------------------

※在園・卒園・同時入園の弟妹、きりん保育園からの入園は、上記金額より10,000円を減じた額になります。 なお、一旦納入された費用は返還できませんのでご了承願います。

用品代	約7,000円（上靴・出席ノート・はさみ・のり・ クレパス・スマック・カラー帽子など）
-----	------------------------------------------------

2 全員徴収する費用

設備費（年額）	初年度 15,000円 次年度より 10,000円
PTA会費（かたつむりの会） (月額)	700円（在園兄弟妹は350円） ※R6年度実績、委員会・総会により変更になることもあります。

3 給食費

1号認定	1食 360円（主食費100円+副食費260円） ※希望日のみ事前予約制
2号認定	月額 6,500円（主食費1,800円+副食費4,700円）

4 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金 (2号認定)

ア 保育標準時間認定に係る時間外保育料

18:30～19:00 月額 2,900円 1回 300円

イ 保育短時間認定に係る時間外保育料 ※1回につき

7:30～8:00 及び 16:00～17:00 ・・・ 300円

16:00～18:00 ・・・ 600円 16:00～18:30 ・・・ 700円

16:00～19:00 ・・・ 800円

(2) ホームクラス (1号認定)

月・火・木・金 14:00～19:00 1時間につき 100円

水・午前保育 11:30～19:00 15時よりおやつ代別途 100円

早朝 7:30～9:00 ・・・ 200円 8:00～9:00 ・・・ 100円

※月上限 10,000円 (おやつ代は別途)

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、諸費袋に領収印を押して領収書とします。別途領収証が必要な方はお申し出ください。

以上、重要事項の内容をよくお読みいただき、下記の同意書にサインの上、点線で切り取ってご提出ください。

.....きりとり.....

学校法人長居幼稚園 認定こども園 長居幼稚園 園長 殿

承 諾 書

長居幼稚園の「重要事項説明書」の内容を承諾しました。

令 和 年 月 日

保護者氏名